

## 処遇部会の審議・議決事項の除外等について

### 1 「児童の一時保護」の除外

児童相談所長は、児童の安全の迅速な確保と適切な保護等を目的に、一時保護を開始した日から二月を超えない範囲で、一時保護ができる。

また、これまで、親権者等の意に反して、二月を超えて引き続き一時保護等を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならなかったところ。

については、これらの事項に関して、本年4月2日施行の児童福祉法改正により、今後は家庭裁判所の承認を得なければならなくなったことから、部会の審議・議決事項から除外することとしたい。

### 2 「被措置児童等虐待」の取扱

施設職員等から虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、児童相談所等への通告義務があり、その児童は児童相談所等に届けることができる。

通告等を受けた児童相談所等は、速やかに事実確認、虐待防止、児童の保護を図るための適切な措置を講じ、速やかに、措置内容や児童の状況等を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

審議会は、その報告事項について意見を述べ、特に必要があると認めるときは、施設職員等への出席説明及び資料の提出を求めることができる。

については、これまでも、これらの事項に関して、部会に報告を行ってきたところであるが、審議・議決事項として明確に位置付けることとしたい。

<審議方法（被措置児童等虐待に関すること）>

- 審議は、処遇部会において行う。
- 部会として決議を行った場合は、部会における決議を子ども・子育て会議の決議とする。